

指定管理者制度（地方自治法改正）の概要

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。また、改正前の規定により管理委託している施設については、施行日から 3 年間の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となった。

1. 改正趣旨

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする。

2. 主な改正内容（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項関係条文の比較）

改正前	改正後
<p>（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、<u>その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。</u></p>	<p>（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、<u>法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>6 <u>普通公共団体は、指定管理者の指定をするときは、あらかじめ、当該普通公共団体の議会の議決を経なければならない。</u></p>

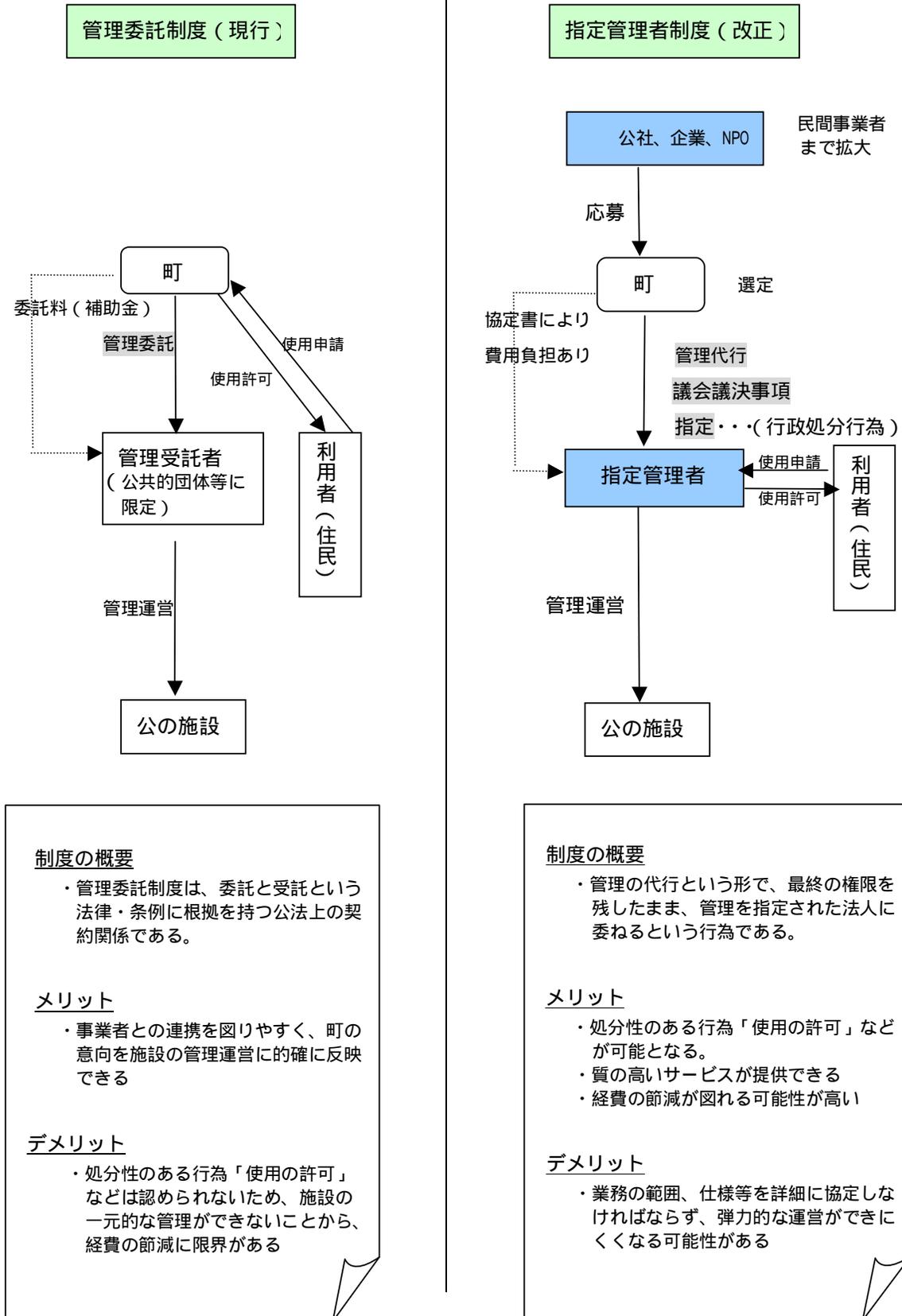
3. 指定管理者制度とは（指定管理者イメージ図参照）

- 公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行する制度。

[制度改正のポイント]

区分	管理委託制度（旧）	指定管理者制度（新）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2 以上出資等） 公共団体（土地改良区等） 公共的団体（農協、生協、自治会等） 	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき議会の議決を経て指定された団体（民間事業者まで拡大、株式会社、公益法人、NPO 法人、あるいは任意団体でも可能となった）
利用承認等処分	<ul style="list-style-type: none"> 管理受託団体が単独で利用承認等処分を行うことはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の使用許可を行うことが可能。 ただし、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えない。
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> 協定 自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

指定管理者制度イメージ図



制度の概要

- ・管理委託制度は、委託と受託という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係である。

メリット

- ・事業者との連携を図りやすく、町の意向を施設の管理運営に的確に反映できる

デメリット

- ・処分性のある行為「使用の許可」などは認められないため、施設の一元的な管理ができないことから、経費の節減に限界がある

制度の概要

- ・管理の代行という形で、最終の権限を残したまま、管理を指定された法人に委ねるという行為である。

メリット

- ・処分性のある行為「使用の許可」などが可能となる。
- ・質の高いサービスが提供できる
- ・経費の節減が図れる可能性が高い

デメリット

- ・業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性がある